

仙台市政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱

(平成 23 年 8 月 25 日議長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市政務活動費の交付及び用途の公開に関する条例（平成 13 年仙台市条例第 33 号。以下「条例」という。）第 12 条第 3 項の規定に基づく収支報告書等（条例第 10 条第 8 項に規定する「収支報告書等」をいう。以下同じ。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 25、3・平 29、6・改正)

(閲覧開始日)

第 2 条 収支報告書等の閲覧は、提出すべき期限の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日（その日が市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から供するものとする。

(閲覧場所及び時間)

第 3 条 閲覧場所は、議会事務局長が指定する場所とする。

2 閲覧時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、議会事務局長が特に必要があると認めるときは、閲覧時間を変更することができる。

(閲覧業務を行わない日)

第 4 条 閲覧業務を行わない日は、仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第 61 号）第 1 条に定める日とする。

(閲覧方法)

第 5 条 収支報告書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という）は、議会事務局の受付において、収支報告書等閲覧請求書（別記様式）に必要な事項を記入後、係員の立会いのもと、第 3 条第 1 項に定める閲覧場所で閲覧することができる。

(収支報告書等の謄写)

第 6 条 収支報告書等を謄写する場合は、筆記によりこれを行うものとし、複写機及び写真機等を使用してはならない。

(閲覧者の遵守事項)

第 7 条 閲覧者は、閲覧に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収支報告書等は、指定の場所以外に持ち出さないこと。
- (2) 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為を行わないこと。
- (3) 閲覧時間を守ること。
- (4) 閲覧場所では、音読、談話、飲食など他の閲覧者の迷惑になるような行為を行わないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第8条 議会事務局長は、閲覧者がこの要綱の規定に違反する場合には、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月28日から実施する。

附 則 (平成25年3月1日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する政務活動費に係る収支報告書等について適用し、同日前に交付した政務調査費に係る収支報告書等については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年6月23日改正)

この要綱は、平成29年6月23日から実施する。

別記様式

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

請求年月日		
住所		
氏名		
閲覧を希望する収支報告書等	年度	
	会派の名称又は 議員名	

※記載された個人情報は、政務活動費収支報告書等の閲覧請求以外には使用いたしません。